

東京都 武蔵府中郵便局社員による無資格認証事務の発生

東京支社（東京都江東区、支社長 長谷川 篤）受持区域内の武蔵府中郵便局（東京都府中市）において、2026年4月から6月にかけて、郵便認証司^{※1}でない社員が特別送達郵便物^{※2}の郵便送達報告書^{※3}の認証事務を行うという事案が発覚しました。

お客さまに多大なご迷惑をおかけしたこと、深くお詫び申し上げます。

また、社会的・公共的役割を担い、信用を第一とする弊社として、このような事案を発生させたことを重ねてお詫び申し上げます。

1 発生局

武蔵府中郵便局（東京都府中市寿町1-7）

2 行為者

高齢再雇用社員

3 概要

当該社員は本年3月31日に武蔵府中郵便局の正社員を退職し、同局で再雇用社員として勤務していましたが、同局では当該社員に対し「正社員を退職すると同時に郵便認証司の資格を喪失する」旨の通知を行わなかったため、当該社員は郵便認証司資格を喪失した認識がなく、勤務中に計7件の不適正な認証事務を行ったものです。

4 発覚の端緒

2026年6月23日（火）、社内での検査部門において、当該局に保管している郵便送達報告書の写しを検査した際に、郵便認証司が、再雇用社員であることが判明したものと。

5 お客さま対応

差出人さまに連絡を取らせていただき、お詫びの上、お客さまのご意向に沿った対応をさせていただきます。

6 その他

2026年6月25日（木）、総務省に本件の報告を行いました。

本件発覚後、当該局において不適正な認証事務は是正していますが、今般の事案を受けて、必要かつ適切な再発防止策を講じるとともに、コンプライアンス指導の徹底に努めてまいります。

※1「郵便認証司」とは、郵便法に基づき内容証明及び特別送達の認証を行う者（みなし公務員）であり、会社の使用人でなくなった際に、総務大臣から罷免の手続きを経てその職を失うものです。

※2「特別送達」とは、郵便物を民事訴訟法（平成8年法律第109号）第103条から第106条までおよび第109条に掲げる方法により送達し、その送達の事実を証明するものです。

※3「郵便送達報告書」とは、特別送達郵便物を送達したとき、送達に関する事項（送達の場所、送達年月日時、送達方法、配達担当者など）を記載して、郵便認証司による認証後、差出人に送付するものです。

以上

【報道関係の方のお問い合わせ先】

日本郵便株式会社 東京支社
経営管理部 広報係
電話：（直通）03-6659-8472